

不服申立て事案答申第 132 号の概要について

1 件名

警察安全相談等一覧表等の一部開示決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 1 月 29 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 6 月 14 日付けで、別記 2 文書一覧表に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定したところ、審査請求人は、「質問書（平成〇年〇月〇日付け）」の 11 項目（7 の項目を除く）について、開示されなかったため、開示を求める。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 事実経過

ア 自己情報開示請求の受理

平成 30 年 1 月 29 日、処分庁は、審査請求人から、本件開示請求を受理した。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求は、

(ア) 愛知県〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）管内において発生した審査請求人の母親を被害者とする交通死亡事故

(イ) 〇〇署の審査請求人への対応

(ウ) 審査請求人からの情報公開請求

に関して、審査請求人がした苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものである。

〇〇署は、本件開示請求を受けて調査した結果、警察安全相談等及び苦情等の各業務の処理に関して作成、又は取得した別記 2 文書一覧表の計 52 件 640 枚の本件保有個人情報を、本件開示請求の対象となる保有個人情報として特定した。

ウ 決定期間の延長

上述のとおり本件保有個人情報は大量であり、処分庁は、開示請求があった日から起算して 45 日以内にそのすべてについて開示決定等するにあたり、事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められたため、条例第 23 条に規定する開示決定等の期限の特例に該当すると判断し、本件開示請求に係る保有個人情報のうち

相当の部分につき開示決定等をする期間を平成 30 年 1 月 29 日から同年 3 月 14 日までとし、残りの保有個人情報について開示決定等する期限を平成 30 年 6 月 14 日までとする決定期間特例通知書を、平成 30 年 2 月 9 日審査請求人に対して発送した。

エ 開示決定等及び開示の実施

処分庁は、本件保有個人情報のうち別記 2 文書一覧表の文書 1 から 8 について、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で、本件保有個人情報のうち相当の部分として、平成 30 年 3 月 14 日に自己情報一部開示決定をなし、文書 9 から 11 の保有個人情報については、不開示情報が存在しなかったことから自己情報開示決定を、文書 12 から 52 の保有個人情報については、条例第 17 条各号が規定する不開示情報及び条例第 44 条が規定する適用除外情報に該当する部分を不開示とした上で自己情報一部開示決定を、平成 30 年 6 月 14 日にそれぞれなし、全ての開示決定等に係る保有個人情報を同月 15 日開示した。

(2) 本件保有個人情報

ア 警察安全相談等

(ア) 定義

警察安全相談等は、県民から警察に申出のあった犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談、並びに警察行政に係る要望・意見・感謝・激励・事件情報及びこれらに類するものである。警察安全相談等については、警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程（平成 24 年愛知県警察本部訓令第 4 号。以下「相談規程」という。）及び警察安全相談等及び苦情の取扱いに関する規程の運用（平成 24 年務住発甲第 27 号。以下「相談規程の運用」という。）において、その処理手続き等が定められている。

(イ) 処理の流れ

警察安全相談等を受理したときは、速やかに警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票」という。）を作成し、所属長に報告するものとしている。取扱票は、申出者の氏名、申出内容の要旨、受理時における取扱状況等を記載しており、申出者との会話のやりとりを一言一句記載するものではない。

警察安全相談等については、警察安全相談等を受理した所属において対応するものとしているが、他の所属又は他の行政機関等において対応することが適当と認められる場合については、当該所属又は行政機関等に引き継ぐものとしている。

また、対応の経過又は結果については、警察安全相談等・苦情経過票（以下

「経過票」という。)に記録するものとしている。

(ウ) 警察安全相談等の処理に係る行政文書

警察安全相談等の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、対応の経過又は結果を記録する経過票及び取扱票の索引となる警察安全相談等一覧表等を作成し、又は取得する。

イ 苦情について

(ア) 定義

苦情とは、職員が職務執行において違法若しくは不当な行為をし、又は相当の行為をしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。

また、明らかに警察の任務とはいえない事項^{こう}についての警察職員の不作為を内容として申し出られた苦情、提言、悲憤慷慨は対象とならない。

苦情には、文書により公安委員会に苦情の申出ができる苦情申出制度（以下「公安委員会宛苦情」という。）と警察に直接申出ができる苦情申出制度（以下「警察宛苦情」という。）がある。

(イ) 公安委員会宛苦情

a 概要

公安委員会宛苦情は警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 79 条に規定されており、都道府県公安委員会に対して警察職員の職務執行について苦情の申出があったときは、法令等に基づき、これを誠実に処理して、処理の結果を申出者に通知する制度であり、苦情を組織的に処理することで、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、問題点を是正していくことを目的とした制度である。

公安委員会宛苦情は、都道府県公安委員会に対して文書（苦情申出書）により申し出ることができ、申出のあった苦情について、都道府県公安委員会はその処理の結果を文書により通知しなければならない。

公安委員会宛苦情の処理手続については、警察法第 79 条、苦情の申出の手続に関する規則（平成 13 年国家公安委員会規則第 11 号）、苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県公安委員会規程第 5 号）及び公安委員会宛苦情の取扱いに関する規程（平成 13 年愛知県警察本部訓令第 18 号）において規定されている。

b 処理の流れ

(a) 公安委員会宛に送付又は持参された苦情申出書については、事務局（警察本部総務部総務課公安委員会室）が整理し、公安委員会に受理の報告を

行う。

- (b) 苦情を受理した公安委員会は、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置について報告を求める。
- (c) 警察本部長は公安委員会からの指示に従い、苦情の対象となった職務執行を行った職員の所属（以下「対象所属」という。）に対し、事実関係の調査及びそれを踏まえた措置を講じさせ、その結果の報告を求める（対象所属に対する調査指示は、事務を担当する住民サービス課長が行う。）。
- (d) 対象所属は、苦情に関する調査結果等を住民サービス課長を経由して警察本部長に報告し、住民サービス課長が調査結果等を公安委員会に報告する。
- (e) 報告を受けた公安委員会は、調査結果等を基に、
 - i 申出のあった苦情に係る事実関係の有無
 - ii 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行の問題点の有無
 - iii 問題点のある職務執行については、講じた措置等について、文書（苦情処理結果通知書）で申出者に通知する。

c 公安委員会宛苦情の処理に係る行政文書

公安委員会宛苦情の処理の過程においては、申出者が苦情を申し出るために作成する苦情申出書、公安委員会が警察本部長に対して苦情の調査指示をするために作成する調査指示書、住民サービス課長が対象所属長に対して苦情の調査を依頼するための調査依頼書、対象所属長が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するための苦情処理結果報告書、住民サービス課長が公安委員会に苦情の処理結果及び申出者への通知文案を報告するために作成する苦情調査結果報告書・通知文（案）のほか、必要に応じて他の行政文書を作成し、又は取得する。

(ウ) 警察宛苦情

a 概要

警察宛苦情は、公安委員会宛苦情以外の警察に直接申出のあった苦情についても、組織的かつ適切に解決し、警察業務の運営に資すること等を目的として定められた制度であり、相談規程及び相談規程の運用において、その処理手続等が規定されている。

b 処理の流れ

- (a) 警察宛苦情の申出を受理したときは、取扱票を作成して、速やかに申出者の氏名、申出内容等を所属長に報告するものとし、所属長は速やかにそ

の内容を警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

(b) これに対し住民サービス課長は、職務執行に係る業務を主管する警察本部所属の長に通報するとともに、当該職務執行を行った職員の所属が報告元の所属と異なるときは、当該職員の所属の長に通報する。

(c) 当該苦情については、苦情の対象である職務執行を行った職員の所属（以下「発生所属」という。）において処理されることとなり、処理の経過又は結果については、経過票に記録する。

(d) また、発生所属は苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、苦情処理結果報告を作成して警察本部長（住民サービス課長経由）に報告する。

c 警察宛苦情の処理に係る行政文書

警察宛苦情の処理の過程においては、前述のとおり受理時において作成する取扱票、処理の経過又は結果等を記録する際に作成する経過票、発生所属が警察本部長へ苦情の処理結果を報告するために作成する文書及び苦情の索引となる苦情一覧表等を作成し、又は取得する。

(3) 審査請求人の主張及び本件処分の正当性

審査請求人は審査請求書において、本件審査請求の理由について、「質問書（平成〇年〇月〇日付け）」の11項目（7の項目を除く）について、開示されなかったため、開示を求める旨主張をし、すなわち、本件保有個人情報に特定漏れがある旨主張したいものと思料される。

しかしながら、本件開示請求の内容は、上記(1)で述べたとおり、

ア 審査請求人の母親が被害者となった交通死亡事故

イ 〇〇署の審査請求人への対応

ウ 審査請求人からの情報公開請求

に係る苦情・意見・要望・相談の処理経過及び結果に関する文書を求めるものであり、本件開示請求に対して、処分庁は本弁明書で詳述したとおり、本件開示請求に対して全ての行政文書を特定し、開示決定等しているものであるから、審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

なお、審査請求人の主張する質問書に記載された文書の有無は、本件処分に何ら影響するものではない。

(4) 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の結論

本件開示請求について、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件審査請求の趣旨について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、「私が、母親の交通死亡事故、〇〇警察署の対応、情報公開請求に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 〇〇警察署にて保管のもの」と記載されている。

本件開示請求に対して、処分庁は、別添文書一覧表に記載する文書 1 から文書 52 までの行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

当審議会が見分したところ、これらの行政文書は、その記載内容から、審査請求人に係る警察安全相談等や苦情等に関して作成又は取得したものであると認められ、平成 24 年から平成 29 年 6 月までの計 52 件の文書が対象となっていること及び警察安全相談等や苦情等に関する取扱票、一覧表、決裁の起案文書等が特定されていることからすれば、本件開示請求に対して全ての保有個人情報を特定したとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件保有個人情報の特定については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

別記 1

私が、母親の交通死亡事故、〇〇警察署の対応、情報公開請求に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書 請求日現在 〇〇警察署にて保管のもの

別記 2

文書一覧表

文書 1 苦情取扱一覧表
文書 2 起案文書
文書 3 収受票
文書 4 起案文書
文書 5 電話受（発）信用紙
文書 6 起案文書
文書 7 苦情一覧表
文書 8 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 9 苦情取扱一覧表
文書 10 苦情取扱一覧表
文書 11 起案文書
文書 12 警察安全相談等一覧表
文書 13 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 14 起案文書の写し
文書 15 公安委員会宛て意見・要望等の写し
文書 16 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 17 警察安全相談等一覧表
文書 18 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 19 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 20 警察安全相談等一覧表
文書 21 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 22 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 23 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 24 警察安全相談等一覧表
文書 25 警察安全相談等・苦情取扱票
文書 26 対応依頼・情報提供受理一覧表

文書 27	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 28	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 29	苦情取扱一覧表
文書 30	公安委員会宛苦情に対する調査（依頼）
文書 31	起案文書
文書 32	収受票
文書 33	起案文書
文書 34	収受票
文書 35	起案文書
文書 36	収受票
文書 37	起案文書
文書 38	収受票
文書 39	起案文書
文書 40	収受票
文書 41	起案文書
文書 42	苦情一覧表
文書 43	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 44	収受票
文書 45	起案文書
文書 46	苦情一覧表
文書 47	警察安全相談等・苦情取扱票
文書 48	起案文書
文書 49	電話受（発）信用紙
文書 50	電話受（発）信用紙
文書 51	電話受（発）信用紙
文書 52	起案文書